

謝金規程

(目 的)

第1条 この規程は、外部講師の謝金に関し必要な事項を定める。

(謝金金額)

第2条 謝金の金額は次の通りとする。

地元勉強会講師 10,000 円

シンポジウムファシリテーター 30,000 円

基調講演講師 50,000 円

芸能事務所所属者については、事務所との契約により金額を決定する

2. 謝金は HIF が定めるところにより、事務局長が決定する。

(附 則) この規程は、2015 年 10 月 1 日から適用する。